

関係団体・市町村への意見照会結果（12/19～1/14）
 【「人権オンブズパーソン（仮称）」を主軸とする人権侵害からの救済体制について】

※意見は原文から一部要約の上記載しています

番号	回答	団体（五十音順）、 市町村
1	<p>・第4回県人権政策審議会は、前回審議会から短期間にもかかわらず、かなり具体的に踏み込んだ「条例骨子案」が示されたことに感謝</p> <p>・人権侵害からの救済体制、「人権オンブズパーソン（仮称）」設置について5点、前文などそれ以外の条文について5点意見する。</p> <p>1. 「第3章 人権侵害からの救済体制」 救済支援体制 「支援」を入れてほしい。 (理由) 人権侵害への対応では、救済と支援は一体であり、第1節「相談支援体制」、第2節「救済手段」、第3節 「人権オンブズパーソン」は、まさに救済と支援を位置づけているから。</p> <p>2. (相談支援体制)について、相談窓口や運営についてより明確にするために次の項（「規則」）をくわえてはどうかと考える。 第8条 (4) 相談者に対する必要な支援 (5) 前4号に掲げるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>3. 第9条 (7) 「…1年を経過した事項。」 「1年」について再考してほしい</p> <p>4. 第18条では、「オンブズパーソンの定数は5人、任期2年」ということについて、それぞれ問題事案によってその分野に詳しい人がオンブズパーソンに入る仕組みを検討してほしい。 (第3回審議会の際、人権オンブズパーソン組織について、審議会長から「インターネットの問題だとインターネットに全然詳しくない弁護士がそれをやると処理も遅くなってしまうところもあるので、もし弁護士会のほうにそういう御推薦があつた場合には、インターネットに詳しい人は1人必ずいただきたいか、同和地区の問題に理解がある弁護士を推薦してほしいというか、そういう分野ごとにそれぞれそういう人がいたほうがいいと思うんですね。その中から今回はこの人たちにと、そういうイメージのほうが、より権利救済には資するかと思いますので、またその辺の誰がというところも含めて、検討いただければ。」との意見に賛成)</p> <p>5. 第18条2「人権オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた見識を有する者から…」について次のように変更したらどうかと考える 上記を「人格が高潔で、社会的信望が厚く、」を削除し、「経験」を入れる。「人権オンブズパーソンは、人権問題に関し優れた見識と経験を有する者から…」</p>	NPO法人人権センター ながの

2	<ul style="list-style-type: none"> 制度として厳正なものである必要がある一方で、救済を必要とする側から見た場合は「使いやすさ」や「わかりやすさ」が重要になってくると思う。困難さによって躊躇しないように配慮が必要かと思う。 関連して、他の類似の相談窓口との住み分け、役割分担、機能や権限の違いなども整理するべきかと思う。 運用にあたって、相談を申し出た方が、安易に「無理です」と拒まれて、窓口で絶望しないよう、該当しない場合は、次にどこに相談すればいいのかなどのフォローまで考えて頂きたい。 	信州フリースクール居場所等運営者連絡協議会
3	<ul style="list-style-type: none"> (第2条) 人権侵害行為の具体として、ハラスメントと区別してヘイトスピーチを定義し例示してほしい。 (第5条) 事業者の責任のうち、労働者（外国人技能実習生を含む）の権利を尊重することについて特に強調してほしい。 (第28条) 「3 人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保」について解説がほしい。とりわけ、包括的性教育充実の視点など、従来行われてきた人権教育や啓発のテーマのアップデートが進むような解説を求める。 この条例が子どもたちにも理解しやすいものになるよう、子ども向けのリーフレットなどを作成することを望む。 県の人権相談窓口が子どもたちにも開かれたものであることと、オンブズパーソンへの申し立てがどの年齢の子どもでもできるよう、周知すると共に、申し立てまでの流れや申し立ての方法が分かりやすいものであること。 子どもが自らの人権が守られていないと感じたとき、それを説明する語彙を持ち合わせていない場合や、障害等で言葉での伝達が難しい場合など、相談窓口の担当者やオンブズパーソンの委嘱者が実態把握を丁寧に行うなどの様々な手段を検討すること。 	長野県教職員組合
4	<ul style="list-style-type: none"> 当初検討されていた条例案と比較すると、差別を受けた人の救済を制度化しようとする長野県の意思が感じられる条例案となっている。 「人権オンブズパーソン」を独立、中立、公正に判断にする第三者機関的な位置づけとする点は評価できる。 人権オンブズパーソンが県に対する勧告・意見を行い、それを受けた長野県の関係部署が加害者やインターネット発信者などに対し是正や削除の要請を行うシステムは、長野県が差別に向き合って、被差別者に寄り添う対応を行おうとする意思を感じられる。 条例制定後には、人権オンブズパーソンの運用の実効性を高めていくように求める。 	長野県平和・人権・環境労働組合会議
5	<ul style="list-style-type: none"> よく整理され、まとめられていると思う。 	部落解放同盟長野県連合会
6	<ul style="list-style-type: none"> 人権オンブズパーソン（仮称）が「調査」「相談支援」等を行う際、市町村に期待する役割として想定していることがあればご教示いただきたい。 	松本市
7	<ul style="list-style-type: none"> 当市に人権相談があった場合、現行では必要に応じて法務局やその他相談機関を案内していますが、条例施行後は、どのような方法、手順で県人権オンブズパーソン制度を相談者に紹介するのか、また、法務局の人権相談・救済手続と県人権オンブズパーソン制度とのすみ分けをどのように整理されているのかご教示いただきたい。 	中野市

【条例骨子案について】

※意見は原文から一部要約の上記載しています

番号	回答	団体（五十音順）、 市町村
8	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の人権侵害に対する条例ができるることはとても良いと思う。 	I（アイ）女性会議長 野県本部
9	<ul style="list-style-type: none"> ・前文 ○「人権を保障することは… 誰もが、他人の思いやりに頼ることなく、…」の「誰もが他人の思いやりに頼ることなく、」を削除すべきと考える。 (理由) 「思いやり」は他者を尊重する態度として大切であるが、「思いやり」は 人権そのものではない。 人権は生まれながらに持つ権利であり、構造的な差別や制度の問題を解決するために制度として保障されるべき権利だと考える。 「条例骨子案」に「思いやりに頼ることなく」と、否定的に記載しても、「人権条例」に「思いやり」という言葉が記載されることで、「思いやりも人権の考え方の一部」と理解されてしまう可能性が高いからである。 ・前文 ○「普遍的な人権尊重の… 県民と改めて共有し、…」の「改めて」を削除すべきと考える。 ・第1条「…人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有するとともに、…」の「県民の皆様と改めて」を「県民と共有するとともに…」、または「全ての県民と共有するとともに…」に変更してはどうか。 ・第5章 人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策について次の条項追記を検討してほしい。 (差別行為の実態把握) 「県は、差別行為の実態把握並びに必要な情報の収集及び分析をおこなう」 (理由) この条例骨子案にある、相談、申し立てによる差別行為の実態把握はできるので、さらに相談、申し立て以外の差別行為についての実態把握並びに情報収集及び分析ができるよう明記してほしい。 ・「検討」項目の追記について「この条例の見直しについては、この条例施行後概ね〇年ごとに検討…」。 問題事案に対する取り組み把握・分析し、時代の変化も考慮して、毎年又は何年ごとにするかなどの検討をしてほしい。 	NPO法人人権センター ながの
10	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県が人権条例を改正し、S N S などネット上での誹謗中傷や差別的投稿による人権侵害を防ぐため、投稿の削除命令に従わない発信者の氏名を県が公表することや、5万円以下の過料などの罰則が新設された。まさに差別を規制し、防止するために必要な条例改正である。長野県の人権条例にも罰則（過料）規定を設けるように求める。 ・差別事象は年々形態を変え、新たな差別問題を発生させている。条例制定時には、想定していなかった差別事象が起こる可能性も高いため、数年後に条例の見直しを行う条項を条例に盛り込むように要請する。 	長野県平和・人権・環境労働組合会議

11	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に「骨子案」に賛同する。 ・条例の見直し時期（3～5年）についても明記すべき。 ・「水平社宣言」は、被差別部落出身を誇り得る時がきたと宣言した。以降100余年経過し、様々な闘いや取組が推進されてきた今日も尚、予断と偏見に悩まされている現実がある。一日も早く「よき日」が実現するよう、「骨子案」に示された人権尊重の社会づくりの推進が求められていると考える。 	部落解放同盟長野県連合会
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第8条に規定する「相談支援体制」について、県が新たな相談体制を立ち上げ、費用を負担するとの認識でよいか。 ・この体制は、どのような方法で県内全域からの相談に対応する予定か。 ・第12条でインターネット上の人権侵害について、知事が削除要請も対応することであるが、現在、法務局で実施している同様の対応との住みわけはどのような想定か。（両方に相談しても良いのかどうか。） 	松本市
13	<ul style="list-style-type: none"> ・「何人も」を「全ての人は」に、「他人」を「他者」に改めてはいかがか。「何人も」は、日本国憲法で表記されているが、現代ではあまり馴染みのない用語と考えられる。また、「他人」は、「関係のない人」「親族でない人」などといったニュアンスを含むので、より広義に捉えられる「他者」とした方が望ましいのではないか。（第2条関係） ・「差別的取扱い又は差別的言動」の前に、「不当な」を加えてはいかがか。その行為が正当な理由がある場合であっても禁止されるという解釈の余地が残ることを懸念する。（第2条関係） ・「人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、」を「人権尊重の理念にのっとり、県民一人一人が」に改めてはいかがか。「人権尊重の精神の涵養」は、意味を捉えるのが難しい用語であると感じられる。（第4条関係） ・「必要な助言」を「技術的な助言」に改めてはいかがか。地方自治法に基づく助言という形が望ましいと考える。（第6条関係） ・第6条第2項として、「前項の規定による協働は、それぞれの主体的な取組を尊重するものとする。」を加えてはいかがか。県と市町村が人権政策を協働して推進する上で、それぞれの主体性や自主性を担保するための規定。（第6条関係） ・人権オブズパーソン及び審議会委員の再任に関する規定の表現を統一してはいかがか。（第18条・第32条関係） <p>第18条第3項「人権オブズパーソンは、任期を2年とし、再任を妨げない。（後略）」</p> <p>第32条第5項「委員は、再任されることができる。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「S N S（前文）」「地域の社会構造上の課題（第26条）」「インターネットリテラシー（第30条）」など用語の定義や括弧書きでの説明が必要なものがあると思われる。 	中野市

・第30条（インターネット上の誹謗中傷等の防止）において、部落差別に関する具体的な文言が盛り込まれたことを高く評価する。一方で、条例の理念を示す「前文」や、実効性を担保する「人権教育」の項目においては、依然として抽象的な表現にとどまっている。条文間の整合性を図り、差別のない社会を実現するため、以下について意見を申し上げる。

・「第1条（目的）」への文言追加について

第30条第2号において「同和地区に関する識別情報」の削除要請について踏み込んだ規定がなされた。インターネット上の部落差別が深刻化している現状に対し、県としてこれに立ち向かう姿勢を明確にするためにも、総則である第1条（目的）において、本条例が何のためにあるのか、その核心である部落差別解消の意思を明示すべきと考える。このことから「部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消」に取り組む旨を明記するよう求める。

・「第28条（人権教育及び人権啓発）」の内容拡充について

第2条や第30条で禁止・防止事項として「被差別部落」や「同和地区」を挙げている以上、県民が「なぜそれが差別にあたるのか」「なぜ削除が必要なのか」を理解するための教育が不可欠である。単なる「正しい知識」という表現だけでは、差別の根底にある歴史的背景や社会構造への視点が抜け落ちる懸念がある。禁止規定の実効性を高めるためにも、教育・啓発の条項における具体化を求める。このことから第28条の記載を、「人権に関する正しい知識の普及及び本県における人権問題の歴史的経緯の学習による偏見の解消」といった表現に改め、歴史的背景を踏まえた教育の必要性を明記するよう求める。

佐久市